




平成28年(ワ)第893号 損害賠償請求事件
原告 三宅俊司
被告 沖縄県

準備書面(3)

2017年7月3日

那覇地方裁判所 御中

原告	三宅俊司	
代理人		
弁護士	池宮城紀夫	
同	大田朝章	
同	仲松正人	
同	横田達夫	
同	金高望	
同	中村昌樹	
同	山城圭	
同	齋藤祐介	

被告第3準備書面に対する認否反論

第1 当日の通行妨害の態様について。

1 北部訓練場メインゲート付近における愛知県警による停止措置

(1) 原告は、県道70号線を、高江売店方向から阿波方面に向かって普通乗用自動車を運転して走行していたところ、午前11時30分ころ、米軍北部訓練場メインゲート付近で、愛知県警警察官が車両進路上に立ちはだかり、原告車両の停止を命じた。

原告の当時の服装は、背広を脱いで後部車両に置き、ネクタイを着用した状態であった。

- (2) 愛知県警警察官は、先行して複数の車両を停止させ、進行を妨害しており、それらの車両の後部に付くよう命じた。

被告は、任意の指示であると主張するが、車両前に立ちただかかっており、これを拒否すると、停止を命ずる警察官に車両を衝突させることになるのであって、到底任意の処分といえる形態ではない。

- (3) 愛知県警警察官は、原告の状況を確認したうえ、直ちに進行するよう指示して、停止措置を解除した。免許提示を求めたこともなかった。

原告車両に先行して、複数台が停止させられ、通行を妨害されていたことから、停止措置を行っている愛知県警警察官に対して抗議をし、違法な交通検問状態を保全するために写真を撮り、そのまま車両を進行させた。

- (4) なお、前記停止行為も違法であると考えるが、本件において原告が被告の違法行為として主張する措置に、同停止行為は含んでいない。

2 高江橋南側における停車状況

- (1) 発進した後、午前11時45分ころ、警視庁警察官が高江橋南側中央分離帯に立ちただかかっており、検問場所に進行するように命じた。

そもそも、任意であるとしながら、これを拒否するには、警察官に車両を衝突させ、反対車線を進行する以外にはないのであって、任意を口実とした強制処分である。

これをもって、任意であるとし主張するのであれば、実力をもって警察官の措置に抵抗することが抵抗権の行使として適法であるとの判断がなされなければ、到底、これを拒否することはできない。

任意を口実とした強制処分である。

- (2) 原告車両は、検問場所に誘導され、車両直前には鋼鉄製の車両止めが設置され、反対車線との間には、警察官が立ち、カラーコーンが設置された。

同場所における車両の停止及び通行の妨害は、任意であるとしながら、これを拒否するには、警察官に車両を衝突させ、反対車線を進行する以外にはないのであって、任意を口実とした強制処分であることは明らかである。

- (3) 同停止場所においても、運転免許証の提示を求められることはなく発せられた質問は、「何処に行くのですか。」との発言のみである。これを拒否すると、そのまま、進行を妨害

され、2016年11月3日午前11時43分から午後1時54分まで停車を強制され、運行を妨害され、身体を違法に拘束されたものである。

第2 被告の主張する警察法2条1項は本件停止措置を正当化する根拠とはなり得ない。

1 被告は、本件措置の適法性として、検問は、警察法2条1項に基づいて、その後の留め置きは、警察官職務執行法5条が根拠であるとする。

2 しかし、原告も引用する、最高裁判所第3小法廷決定／昭和53年（あ）第1717号が、警察法2条に基づく交通検問の適法性を是認する要件は、「警察官が、交通違反の多発地点等において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して外観上の不審な点の有無にかかわらず短時分の停止を求めて、運転者などに対し質問などを行うことは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、様態で行われる限り、適法である。」と極めて限定的である。

車両の全てに停止を求めることの法的根拠の有無については、学説上も対立があり、

第一説は、

任意手段による限り、警察法2条1項によって、このような一斉検問も許容されるという（出射・日沖還暦祝賀367頁、宍戸ほか・警察官権限法注解上19頁、平本・研修373号65頁、杉原・前掲載論文等）。

第二説は、

高速度交通機関としての自動車が帯びている性格からの当然の帰結として、警職法2条1項を拡張解釈して、重要犯罪の防犯上やむを得ない場合であることなどの諸条件の下に一斉検問の適法性を肯定しようとする（荘子・法時34巻6号50頁、前掲大阪高裁判決）。

第三説は、

警察法は組織法にすぎず、同法2条1項は個々の警察官の警察活動の一般的な権限規定と解することはできないし、また、警職法の拡張解釈も承認できないとして、一斉検問の適法性について疑問を投じている（中武・刑訴法判例百選〔第三版〕34頁、藤井・捜査法大系I, 21頁、前掲大阪地裁判決等）。

同最高裁決定は、警察法2条1項を基礎とし、これに加えて自動車運転者の社会生活上の地位に伴う責任等を指摘した上、

短時分の停止を求めて、運転者等に対し質問等を行うことは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法であると、限定的にその適法性を認めたものにはすぎない。

- 3 本件停車措置は、停車を供用し、鋼鉄製の車止めを設置し、車両運行を完全に妨害し、発問に回答しなければ、停車措置を解除しないというものであり、到底任意の限度であるとはいえない。

また、同車両は、反対車線からの車両が通行しており、原告車両に後続する車両は、いずれも原告車両を越えて安波方向に進行していたものであり、最高裁が判断の前提としている「交通違反の多発地点等において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し」たとの根拠すら存在しない。

- 4 原告を停車させた警察官は、免許の開示を求めることはなく、停車させた後、直ちに「何処に行くのですか。」との質問を発している。

そもそも、被告警察官による原告車両の停止行為は、最高裁の決定とは、その前提条件を異にするものであるが、同判例を前提としても、本件車両停止措置は任意の限度を超え、その目的も交通違反の予防検挙を目的とするものではなく、検問を名目とする車両停止行為は違法である。

第3 被告の主張する警察官職務執行法5条は、本件車両留置行為を正当化する根拠とはなり得ない。

- 1 警察官職務執行法5条は、犯罪の予防及び制止を定めたものであり、「警察官は、犯罪がまさに行われようとするのを認めるときは、その予防のため関係者に必要な警告を発し、又、もしその行為により人の生命若しくは身体に危険が及び、又は財産に重大な損害を受ける虞があつて、急を要する場合においては、その行為を制止することができる。」と定められている。
- 2 「犯罪がまさに行われようとする」とは、犯罪が行われる可能性が高いことが客観的に秋からになることを意味するとされている。

まさに、とは、「犯罪発生直前であること、また、時間的に切迫していること」を意味する。

大阪高等裁判所判決／昭和34年（う）第104号は、「ここに『犯罪がまさに行われようとする』というのは、犯罪を行う危険性が時間的に切迫していることをいい、原判決が犯罪の危険性が具体化していることを要するといっているのも用語と

してはあえて不当とはいえないけれども、原判決の例示している『棒を持って人の背後に迫っている場合』のように犯罪の実行行為に着手する直前の状態であることを要するものではなく、社会通念上犯罪の危険性が切迫していると考えられる場合であれば足りるものと解す」と限定的に判断している。

3 「急を要する場合」とは、「警告等の任意活動では犯罪による危険の発生を防止できない程度にまで事態が切迫し、または警告を行う時間的余裕がない場合をいう」とされている。

4 そもそも、「犯罪がまさに行われようとする」「急を要する」とは、警察官職務執行法5条は、静止行為を受けた者が、「犯罪をまさに行おうとし」ており、静止すべきことが「急を要する」場合であることを前提とするものである。

当時、原告が、如何なる犯罪を「まさに行おうとしていた」というのか、明らかにすべきである。

原告の如何なる事実をもって、如何なる犯罪を行うものであると社会通念上認定し得たというのか明らかにすべきである。

5 原告は、警察官の「何処に行くのですか。」との質問に対して「言う必要はありません。」と応答したものである。

職務質問に対する応答は任意であり、応答を強制される法的根拠はない。

これに応答しなかったことが「犯罪がまさに行われようとする」との判断に至った根拠であるとするれば、結局、任意との口実に、警察官の発問に応答すべき義務を課すものであって、かような判断は極めて不当であるといわざるを得ない。

第4 警察官職務執行法2条との関係について。

1 被告は、警察官職務執行法2条と本件行為の関係をどのように主張するのか不明であるが、停止措置、留置措置は、警察官職務執行法2条を根拠としても違法である。

2 東京地方裁判所判決／平成2年（ワ）第14402号は、職務質問について、警察官職務執行法2条1項は、「警察官は、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者……を停止されて質問することができる。」と規定している。したがって、まず、相当な理由をもって何らかの犯罪を犯し、又は犯そうとしていると疑われること、すなわち、質問の対象者に不審事由が存在することが必要である。この不審事由の存在は、対象者の異常な挙動やその他周囲の事情から合理的に判断されるものでなければならぬと判示されている。

集会参加者全員に対する検問を行った行為に対して、「本件

集会等について一般的に警備を要する事情が存在したということが出来るものの、そのことから本件集会等に参加する者全員について違法行為を行うおそれを肯定することができないことは当然である。

したがって、本件集会等の参加者であると予想されるだけで、その者に対する職務質問の必要性を認めることはできず、被検問者が違法行為を犯す危険性の高い参加団体のメンバーであると疑われ、具体的に本件集会等で違法行為に及ぶかもしれない不審な行動があるなどの事情で必要であると考えられる。」と判断し、

対象者について、「Aらの挙動等に関する事実からは同人らが本件集会等に参加することは認められても、そこで違法行為に及ぶことまで疑うことは合理的ではない。そうすると、右認定の事情を総合考慮してみても、客観的に当時のAらに何らかの犯罪を犯し、又は犯そうとしていると疑うに足りる相当の理由があるとはいえず、警職法上の職務質問の要件が存在すると認めることはできないといわざるを得ない。以上のとおりであるから、本件検問は、警職法二条に規定する職務質問の要件を欠く」として、Aらの損害賠償請求を是認している。

- 3 原告の如何なる対応が、「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由」に該当するというのか、明らかにすべきである。

第5 原告の対応

- 1 原告は、北部訓練場入口付近で停車させられている他の車両を現認し、停車状況を写真に撮り抗議をした。

この行為は何ら違法ではなく、前記各法令を適用して車両を停止させ、留め置かなければならない理由とはならない。

結局、高江ヘリパッド建設反対に共感を示す者は、犯罪を行ない得る者であるとの判断をするものであって、思想信条の自由を侵害し、違法であることは明らかである。

- 2 原告は、「どこに行くのですか。」との質問に対して「言う必要はありません。」と答えている。

しかし、そもそも質問を発する事に対して応答することを急性される理由はなく、これを拒否することは、憲法上も保障される身体活動の自由であり、思想良心の自由に関する事実であり、これをもって「犯罪を犯す」と判断することは違法であり、前記各法令に基づいて、長時間に渡って車両を停止させ、身体の自由を抑止したことを適法とする根拠とはならない。

- 3 原告が、いかなる異常な挙動を行ない、周囲の事情から犯罪を行うと疑い得たというのであるかについても何らの主張はない。
- 4 現場の混乱で交通妨害をあれこれ主張するが、原告準備書面(2)添付別紙原告の反論で述べた通り、被告の主張する「混乱場所」は、原告の進行するN1方向とは無関係の場所であり、また、N1ゲート前における抗議行動も、憲法の保障する集会の自由、表現の自由の範囲内の行動であって、何ら違法行為はない。

結局、本件の目的は、N1ゲート前において、オスプレイヘリパッド建設反対を主張する市民を現場に結集させないようにし、反対行動を妨害することを目的としたものであり、警察の本来の目的を逸脱した違法不当な警察権の行使であるというべできある。

- 5 被告は、弁護士と報道関係者の通行は認めているが、原告は自ら弁護士と名乗らなかつたと主張する。

原告は、自ら弁護士と名乗ることはしていない。

しかし、前記のとおり違法な措置を市民であれば、これを行い、弁護士であれば、これを行わないとの主張は、本件違法な措置を適法化するものではない。

警察法、警察官職務執行法は、同一の行為を行った者に対して、市民であれば、前記のとおり違法な措置を行ない、弁護士であれば、これを行わないといった裁量権を現場警察官に与えるものではない。

弁護士であれば通行されたとの主張は、被告の行為を違法性不当性をより増幅する主張であるにすぎない。

- 6 原告が、抗議参加者と判断したとするが、「抗議参加者」であれば、警察法、警察官職務執行法に基づいて、抗議に参加することを妨害することができるというのであれば、その違法性はより高いというべきである。

第6 任意に停車をしたとの事実はない。

- 1 まず、高江橋南側に停車を命ぜられた措置については、車両前に警察官が立ちほだかり、鋼鉄製の車止め前に原告車両を誘導し、車両の反対車両方向にも警察官が立ちほだかり、これを拒否し得る状況はなかつた。

仮にこれを拒否するのであれば、警察官に車両を接触させて突破しなければならないが、そのような対応は不可能である。

任意を名目とした強制である。

- 2 留め置かれた時間、原告車両前には鋼鉄製の車止めが設置さ

れ、車両右側には警察官が立ちはだかつており、カラーコーンが設置された。鋼鉄製の車止めとカラーコーンの間に原告車両は留め置かれ、その周りを警察官が囲み、原告車両後方には警察車両が原告車両の運行を妨害するために接近して留め置かれた。

3 被告は、警察法、警察官職務執行法上の任意処分を主張できないとみるや、原告が任意に被告の指示に従ったとする虚偽の主張を始めている。

4 停車中、車を置いて徒歩で向かうようにとの指示がなされたが、警察官にそのような指示を行う権限はなく、当然拒否した。徒歩で向かうように指示してきたのは、後方に警察車両が接近して止められた後であり、12時49分以後であり、停止後1時間近く経過した後である。

その際、「車で飛び出せば、公務執行妨害、道路交通法違反で現行犯逮捕するのでしょうか。そんなばかなことしませんよ。」と述べたことは事実である。「停止には従います。」といった発言をした事実もない。

しかし、これをもって、原告が任意に停車をしたとの被告の主張は極めて不当であり、詐欺まがいの主張である。

これまで述べたとおり、鋼鉄製の車止めとカラーコーンの間に原告車両は留め置かれ、その周りを警察官が囲み、原告車両後方には警察車両が原告車両の運行を妨害するために接近して留め置かれた。

かような状態で、不当拘束から離脱するためには、公務執行妨害による逮捕を覚悟して、警察官に車両を接触させて車両を運行する以外に方法はない。

また、原告は、後方から他の車両が原告車両を追い越して通行する度に、原告の車両も通行すると申し入れ、その度に運行を禁止されている。そのような中で、いつまで停止させるのかと質問を發している。

5 そもそも被告は、原告車両の停止を物理的に強制しておきながら、「任意」の停止であるとの主張は詐言であると評価せざるを得ない。

詐欺的商品先物取引会社の外務員が、顧客からの仕切りを求められたにもかかわらず、仕切り拒否を繰り返して、顧客に損害を与えたことに対する責任を追及された際、顧客が積極的に仕切りを求めていればこれに応じたとして、仕切り拒否の責任を顧客の責任であるとするのが常套手段であるが、本件における被告の主張は、物理的に車両運行を妨害し、原告を運行不可能な状態にしておきながら、「積極的に通せ、通せ」と抗議

しなかったから、「任意に停止に応じた」と意図的に曲解して自己の正当性を主張するものであって、司法警察としての使命を放棄し、まさに詐欺的主張といわざるを得ない。

第7 結語

本件、長時間に渡る原告車両の停止は、何らの法的根拠のない違法な身体拘束であって、その責任を免れないというべきである。